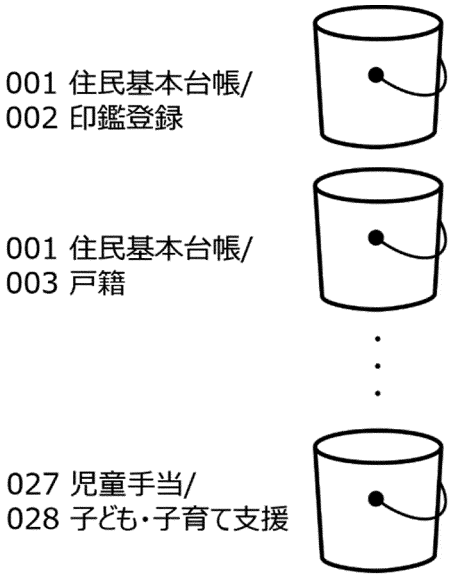


図 2-1　バケット作成単位

2.1.2. バケット命名規則

①　バケットの命名規則は以下のとおり。

{都道府県コード及び市区町村コード[2]}-{システム区分＋業務 ID 又は独自施策システム等 ID}-{システム区分＋業務 ID 又は独自施策システム等 ID}

バケットを作成する業務の組み合わせごとに、システム区分（0:標準準拠システム、1:独自施策システム等）と業務 ID[3]又は独自施策システム等 ID を合わせた 4 桁の数字について、ケバブケース（単語間をハイフンで繋げる表記法）を使用したバケット名とすること。その際、システム区分と業務 ID 又は独自施策システム等 ID を合わせた 4 桁の数字の小さい方を先にすること。

バケット名はグローバルで一意である必要があることから、冒頭に都道府県コード及び市区町村コードを付与し、ケバブケースを使用すること。仮に、バケット名が一意とならない場合は、自治体の裁量で文字列を付与するなどして、バケットの命名規則に一部変更することも妨げない。

例）北海道札幌市において、住民基本台帳と印鑑登録の業務の組み合わせのバケットを作成する場合、バケット名は「011002-0001-0002」とする。

---

[2] 「全国地方公共団体コード」（総務省）

[3] 「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化における各種 ID の管理方針」に記載の業務 ID を指す。